

公共調達における人権尊重のお願い（令和5年7月）

事業者様へ

標記について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日）において、政府の実施する調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めることとする方針が決定されました。

当該方針において、公共調達の入札説明書や契約書等において、「入札希望者／契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」とされています。

つきましては、環境省との契約者様（※随意契約を含む）、競争参加者様におかれましては、同ガイドラインに基づき、人権尊重に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以下のとおり、関係する [Web サイト](#) を御案内致しますので、御覧いただきますようお願いいたします。

Web サイト URL
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/index.html
「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 （令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryou4.pdf
「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」 https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html

（問い合わせ先）

環境省大臣官房会計課監査係

TEL：0355218219

E-mail：kanbo-kaikei@env.go.jp